

入湯税特別徴収の手引

令和6年4月

舞鶴市

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所 税務課 市民税係

Tel : 0773-66-1026 FAX : 0773-63-9231

メールアドレス : zeimu@city.maizuru.lg.jp

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徴収に当たりまして格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

鉱泉浴場に入湯される方に御負担いただく入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税であり、次の事業に充てることとされています。

- ・ 環境衛生施設整備
- ・ 鉱泉源の保護管理施設整備
- ・ 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- ・ 観光の振興（観光施設の整備を含む。）

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び舞鶴市市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯される方から徴収していただき、毎月、舞鶴市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引を御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続について御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収に御協力いただきますようお願いいたします。

目 次

1. 入湯税の概要	1
2. 納税義務者	2
3. 課税免除	2
4. 税率	3
5. 徴収の方法	3
6. 特別徴収義務者	3
7. 特別徴収の手続	3
8. 延滞金・加算金	4
9. 鉱泉浴場経営申告書の提出	5
10. 帳簿(徴収原簿)の記載	5
11. 帳簿記載の義務違反等に関する罰則	5
12. 税務調査	5
13. 入湯税関係様式の記入例	6
14. 入湯税に関するQ&A	10
15. 参考資料(法令の規定)	12

1. 入湯税の概要

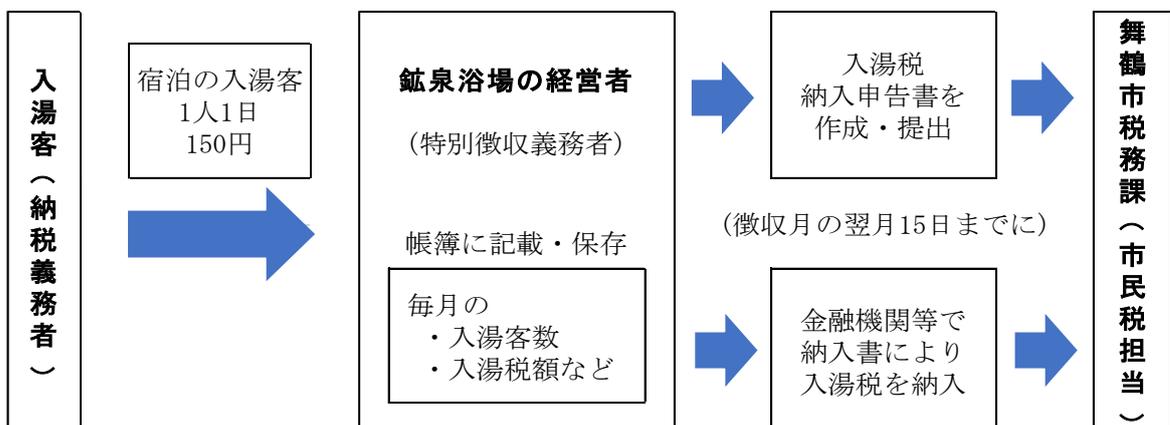
入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税する目的税です。

用途は地方税法で規定されており、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含みます。）に要する費用に充てるとされています。

(1) 舞鶴市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）に入湯される方
課税されない方	① 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方 ③ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が教育上の見地から行う行事に参加している方 ④ 宿泊を伴わないで入湯される方
税 率	入湯客1人1日につき150円
徴収の方法	特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場を経営されている方
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、 <u>毎月15日までに</u> 前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出するとともに、徴収金を納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する <u>前日までに</u> 、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書を提出してください。 ② 提出した申告書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



2. 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯される方です。

- ・「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。
 - ・「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ※「運び湯(温泉を運んできて利用)」による温泉施設も、課税の対象となります。

3. 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方

原則、小学生以下の方は、課税が免除されます。また、外国人観光客の方であっても、同様に年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方

日常生活において「共同浴場」又は「一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）」に入湯される方は、課税が免除されます。

- ・「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供される施設をいいます。
- ・「一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）」とは、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を定めている銭湯などの浴場をいいます。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が教育上の見地から行う行事に参加する方

学校教育法第1条に規定されている学校で大学を除く、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が、学校教育上の観点から当該校が主催する修学旅行、部活動等の行事に参加する生徒、引率の方が課税免除の対象となります。それ以外（専修学校、各種学校や海外）の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

- ・「引率の方」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

(4) 宿泊を伴わないで入湯する方

鉱泉浴場において入湯した方であっても、同浴場と一体となった宿泊施設に宿泊しない場合には、課税が免除されます。

- ・「宿泊」とは、旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する、寝具を利用して就寝を伴い、施設を利用することをいいます。したがって、「デイクース」は、宿泊に該当しません。

4. 税率

入湯客 1人1日につき150円

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数にかかわらず、宿泊客は1日につき入湯税（150円）が課税されます。

5. 徴収の方法

特別徴収の方法によります。

※ 「特別徴収」とは、地方税法及び舞鶴市市税条例の規定に基づき、特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、舞鶴市に納入していただく方法です。

6. 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営されている方です。

7. 特別徴収の手続

(1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書【8頁記入例参照】を提出してください。

申告書を郵便又は信書便で提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

※ 「入湯税納入申告書」は、舞鶴市ホームページからダウンロードできます。

(2) 入湯税の納入書による納入

納入金については、毎月15日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を次表の市役所窓口又は金融機関等から入湯税の納入書(9頁)により納入してください。

市役所窓口	税務課、会計課、西支所、加佐分室 (休庁日：土、日曜、祝日、年末年始) 中公民館（休館日：第4月曜、年末年始） 南公民館（休館日：月曜、年末年始、 <u>※日曜、祝日は納付不可</u> ） ※時間は、午前8時30分～午後5時 ※年末・年始の休日は、12月29日から1月3日まで
金融機関等	京都銀行、福邦銀行、京都北都信用金庫 京滋信用組合、近畿労働金庫、京都丹の国農業協同組合、 京都府信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行(近畿2府4県以外は専用の「払込取扱票」が必要です) ※お取り扱い時間については、各金融機関にお問合せください

8. 延滞金・加算金

(1) 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます。

(2) 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ次表のとおり課されます。

区 分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分については20%、300万円を超える部分については30%) (地方税法第701条の12第3項、4項)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第701条の12第6項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合 (地方税法第701条の12第5項第1号) (地方税法第701条の13第3項第1号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)
	期限後に申告があり、前年度及び前々年度の申告について不申告加算金若しくは重加算金を課されていて、不申告加算金の決定があった場合 (地方税法第701条の12第5項第2号) (地方税法第701条の13第3項第2号)	

9. 鉱泉浴場経営申告書の提出

次の①又は②の場合は、鉱泉浴場の施設の内容などについて、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書【6頁記入例参照】を提出してください。

①新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

②提出した申告書の内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告してください。

※「鉱泉浴場経営申告書」は、舞鶴市ホームページからダウンロードできます。

10. 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者は、①入湯客総数、②課税免除される入湯客数、③課税対象となる入湯客数、④入湯税額を帳簿（徴収原簿）【7頁記入例参照】に記載し、1年間保存してください。

なお、帳簿については、7ページの記入例にある様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿に代えていただいても構いません。

※「帳簿（徴収原簿）」は、舞鶴市ホームページからダウンロードできます。

11. 帳簿記載の義務違反等に関する罰則

帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、3万円以下の罰金刑の対象となります。

12. 税務調査

入湯税の適正かつ公正な課税及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行うことがあります。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、税務課職員が直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料（帳簿等）の提示をお願いしたりすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

13. 入湯税関係様式の記入例

(1) 鉱泉浴場経営申告書

〇〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 舞鶴市長

(申請者)

〒 624 - 1111

所在地 京都府舞鶴市□□□ 〇〇番地

(フリガナ) (カブシキカイシャ □□オンセン)

名称 株式会社 □□温泉

(フリガナ) (ダイヒョウトリシマリヤク □□□□)

代表者氏名 代表取締役 □□ □□

担当者氏名 舞鶴 一郎

電話番号 (〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇)

個人番号又は法人番号

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

鉱泉浴場経営申告書

鉱泉浴場の経営について、舞鶴市市税条例第147条の規定により申告します。
記

申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> その他
経営開始又は異動年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
鉱泉浴場施設	所在地 〒 624 - 1111 京都府舞鶴市□□□ 〇〇番地
	フリガナ □□オンセン
	名称 □□温泉
	電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
	宿泊施設の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (部屋数 〇〇 室・宿泊定員 〇〇 人)
温泉法による 営業許可	許可年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	許可番号
旅館業法による営業許可日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
備考(上記以外の変更)	

(注)

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。
- 2 該当する□には、レ印を記入してください。
- 3 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。
- 4 温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

(2) 入湯税 帳簿様式

入湯税帳簿

令和 ○ 年 ○ 月分

鉱泉浴場施設の名称 (フリガナ) □□オンセン □□温泉	特別徴収義務者の氏名または名称 (フリガナ) カブシキカイシャ □□オンセン 株式会社 □□温泉
------------------------------------	--

日	入湯客総数 ①	課税免除となる入湯客数				課税対象入湯客数 ③ (①-②)	入湯税額(円) ④ (③×150)	入湯しない 旨の申し出 があった者
		小学生以下 ⑦	学校行事 ⑧	日帰り ⑨	総数 ② (⑦+⑧+⑨)			
1	15				0	15	2,250	
2	10	1	0	0	1	9	1,350	
3	22				0	22	3,300	
4	15	3	0	2	5	10	1,500	
5	30				0	30	4,500	
6	8				0	8	1,200	
7	40				0	40	6,000	
8	50	0	50	0	50	0	0	
9	50		50		50	0	0	
10	7				0	7	1,050	
11	2	0	0	0	0	2	300	
12	15				0	15	2,250	
13	16				0	16	2,400	
14	19	5			5	14	2,100	
15	30				0	30	4,500	
16	30				0	30	4,500	
17	25				0	25	3,750	
18	30				0	30	4,500	
19	46				0	46	6,900	
20	20				0	20	3,000	
21	100		100		100	0	0	
22	100		100		100	0	0	
23	8				0	8	1,200	
24	13				0	13	1,950	
25	16	5			5	11	1,650	
26	50				0	50	7,500	
27	20				0	20	3,000	1
28	33				0	33	4,950	
29	49	15			15	34	5,100	
30	49	15			15	34	5,100	
31	20				0	20	3,000	
計	938	44	300	2	346	592	88,800	1

※ 宿泊数による延べ人数 … 連泊する宿泊客は、宿泊期間中の1日ごとに計上します。

(例) 「1人で1泊2日」の場合は1日目に「1人」と記入

「1人で2泊3日」の場合は1日目、2日目に「1人」と記入

注：この徴収原簿は、1年間保管してください。

(3) 入湯税 納入申告書

様式第53条(第2条関係)

入 湯 税 納 入 申 告 書			
(宛先) 舞鶴市長		令和 ○年○○月○○日	
特別徴収義務者		住所(所在地)	
		京都府舞鶴市□□□ ○○番地	
		氏名(名称及び代表者名)	
		株式会社 □□温泉	
		代表取締役 □□ □□	
		個人番号(法人番号)	
		○○○○○○○○○○○○○○○○	
舞鶴市市税条例第145条第3項の規定により、次のとおり入湯税の納入について 申告します			
営業の種類	旅館	称号	□□温泉
営業所 所在地	京都府舞鶴市□□□ ○○番地 電話 ○○○○ (○○) ○○○○	担当者名	舞鶴一郎
令和 ○年 ○月 分	課 税 標 準 592人	税 率 1人1日150円	税 額 88,800円

○ 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書							
日	課税標準	税 額	備 考	日	課税標準	税 額	備 考
1	15人	2,250円		17	25人	3,750円	
2	9	1,350		18	30	4,500	
3	22	3,300		19	46	6,900	
4	10	1,500		20	20	3,000	
5	30	4,500		21	0	0	
6	8	1,200		22	0	0	
7	40	6,000		23	8	1,200	
8	0	0		24	13	1,950	
9	0	0		25	11	1,650	
10	7	1,050		26	50	7,500	
11	2	300		27	20	3,000	
12	15	2,250		28	33	4,950	
13	16	2,400		29	34	5,100	
14	14	2,100		30	34	5,100	
15	30	4,500		31	20	3,000	
16	30	4,500		計	592	88,800	

(4) 入湯税 納入書

納入通知書 舞鶴市

市区町村コード	口座番号	加入者名
262021	01080-1-060086	舞鶴市会計管理課
(納込人) 株式会社 □□温泉 代表取締役 □□□□ 京都府舞鶴市□□□□○○番地		
金額	88,800円	
(払込目的) 令和○年度入湯税(○月分)		
会計繰込項 月 前 期前 額々第 年度一 納付書番号	納付書 枚数課	
納期	令和 年 月 日	領収口付印
上記のとおり請求しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。		
(納先) 舞鶴市会計管理課		

〒790-0001 舞鶴市 舞鶴市会計管理課 受付窓口(電話) 077-222-1111 舞鶴市会計管理課(ファクス) 077-222-1112 (舞鶴市役所内)

納付書 (原簿) 舞鶴市

市区町村コード	口座番号	加入者名
262021	01080-1-060086	舞鶴市会計管理課
(納込人) 株式会社 □□温泉 代表取締役 □□□□ 京都府舞鶴市□□□□○○番地		
金額	88,800円	
(払込目的) 令和○年度入湯税(○月分)		
会計繰込項 月 前 期前 額々第 年度一 納付書番号	納付書 枚数課	
納期	令和 年 月 日	領収口付印
上記のとおり請求しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。		

〒790-0001 舞鶴市 舞鶴市会計管理課 受付窓口(電話) 077-222-1111 舞鶴市会計管理課(ファクス) 077-222-1112 (舞鶴市役所内)

納入通知書兼領収証書 舞鶴市

市区町村コード	口座番号	加入者名
262021	01080-1-060086	舞鶴市会計管理課
(納込人) 株式会社 □□温泉 代表取締役 □□□□ 京都府舞鶴市□□□□○○番地		
金額	88,800円	
(払込目的) 令和○年度入湯税(○月分)		
会計繰込項 月 前 期前 額々第 年度一 納付書番号	納付書 枚数課	
納期	令和 年 月 日	領収口付印
上記のとおり請求しております。		
年 月 日	 京都府舞鶴市 株式会社 □□温泉 上記のとおり領収しました。	
この領収証書は白紙で発行し、返却していただく必要はありません。		
〇領収書の発行 京都府銀行・北見銀行・北越銀行 舞鶴市役所内(舞鶴市役所) 舞鶴市会計管理課 京都府の指定金融機関に請求 京都府舞鶴市会計管理課(舞鶴市役所内)		

〒790-0001 舞鶴市 舞鶴市会計管理課 受付窓口(電話) 077-222-1111 舞鶴市会計管理課(ファクス) 077-222-1112 (舞鶴市役所内)

14. 入湯税に関するQ & A

Q：入湯客1人1日につき150円の税率となっているが、1日の範囲はどのようになっていますか。例えば、1泊2日の場合は150円×2日の300円となるのでしょうか。

A：

入湯税の税率は、1人1日につき150円と規定しています。
この場合の1日とは、チェックインから24時間をもって1日と計算します。
したがって、1泊2日の場合は、1日として計算するため、入湯税は150円となります。

Q：宿泊客の1人から、病気やけがなどにより温泉に入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。

また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A：

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税するものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。
従って、入湯税を予め預かっているような場合には、返金いただく必要があります。
また、入湯税帳簿【7⑤記入例参照】の「入湯しない旨の申し出があった者」の欄に人数を計上してください。
なお、入湯されているかどうかの判断については、社会通念から温泉旅館等の入湯客が鉱泉浴場に入湯されないことは考え難く、また、個々の入湯客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実的に困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限り、入湯されたものとみなして入湯税を徴収してください。

Q：入湯税が課税免除の対象となる「学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が教育上の見地から行う行事に参加している人」とは、誰のことですか。

A：

学校教育法第1条に規定されている学校で大学を除く、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する児童・生徒、引率する方のことを言います。学校教育法の1条校以外、例えば、専修学校や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

なお、「引率の方」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等のことを指し、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

Q：「教育上の見地から行う行事」とは、どのような行事を指しますか

A：

「教育上の見地から行う行事」とは、修学旅行（遠足）、集団宿泊活動、職場体験活動、自然体験活動など校外での授業、体育大会・音楽コンクール等部活動の一環として参加する行事、練習試合、合宿等の行事を指します。

Q：修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行その他学校行事に参加している引率者に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

A：

入湯税が免除される引率者とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等のことをいいます。

したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、引率者に該当しないため入湯税の課税が免除されません。

Q：高等学校の卒業生を対象として、その学校が主催する旅行に参加される方及び引率の方は、修学旅行その他学校行事に参加されている方及び引率の方に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

A：

学校行事とは、入湯税の課税が免除される学校が、その学校の生徒等を対象として学校教育上の観点から主催する行事をいいますが卒業生については、その学校の生徒には当たりません。

したがって、その旅行に参加されている卒業生及び引率の方については、入湯税の課税は免除されません。

Q：入湯税の申告をしなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

A：

地方税法及び舞鶴市市税条例の規定により 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないとされています。期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあります。

また、期限までに納入しない場合は、未納付の税額のほかに延滞金が課されることがあります。期限までに納入せず、督促されてもなお完納されない場合は特別徴収義務者に対して財産の差押え等の滞納処分を行うこととなります。

15. 参考資料(法令の規定)

(1) 舞鶴市市税条例(抄)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が教育上の見地から行う行事に参加している者
- (4) 宿泊を伴わないで入湯する者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第146条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

2 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第149条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくして記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

改正附則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第3章第1節の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の入湯(施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。)について適用する。

3 この条例の施行の際現に鉱泉浴場を経営している者に対する新条例第147条第1項の規定の適用については、同項中「経営開始の日の前日」とあるのは、「令和4年4月30日」とする。

(2) 地方税法 (抄)

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
- (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の

18第6項の定めるところによる。

- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
 - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかったときは、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前三項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額

をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

- 第701条の11** 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。
- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

- 第701条の12** 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合(納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第8項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第701条の9第2項の規定による決定があった場合
 - (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があった場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があった後において同条第3項の規定による更正があった場合

- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第8項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第5項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となった事実のうち同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が300万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。
 - (1) 50万円以下の部分に相当する金額 100分の15の割合
 - (2) 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額 100分の20の割合
 - (3) 300万円を超える部分に相当する金額 100分の30の割合
- 5 第2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 6 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項から第4項までの規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 7 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 8 第2項の規定は、第6項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

- 第701条の13** 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定める

ところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に 100 分の 40 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第 1 項の規定に該当する場合にあっては、第 1 号)に該当するときは、前 2 項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 1 項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前 2 項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第 6 項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第 1 項又は第 2 項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第 701 条の 14 削除

第 701 条の 15 削除

(入湯税に係る督促)

- 第 701 条の 16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があった場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

- 第 701 条の 17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

- 第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の 1 に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。
- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
 - 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日

までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の 1 に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価値を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知って前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となったときは、その相手方としてその違反行為をした者は、2 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 3 項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 701 条の 20 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
- (2) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第 701 条の 21 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 99 条の 2(同法第 109

条第4項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第701条の22から第701条の29まで 削除

(3) 地方税法施行令（抄）

第3章の3 入湯税

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

- 第56条の11** 市町村の徴税吏員は、法第701条の5第3項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
- 2 市町村の徴税吏員は、法第701条の5第3項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（法第701条の12第4項の政令で定めるところにより計算した金額）

- 第56条の11の2** 法第701条の12第4項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基いて同条第2項各号に規定する納入申告、決定又は更正があったものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

（法第701条の12第8項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

- 第56条の12** 法第701条の12第8項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 法第701条の12第8項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して1年前の日までの間に、入湯税について、同条第2項第1号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第8項の規定の適用を受けていないとき。
- (2) 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合
- イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第701条の4第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
 - ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

（入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

- 第56条の13** 法第701条の13第1項又は第3項（同条第1項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法701条の13第1項又は第3項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第1項又は第3項に規定する不足金額に相当する金額を、法第701条の12第1項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。